

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月6日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第1号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第23条 略</b></p> <p>2 政策部及び総務部に政策調整監を、政策部にさがデザイン推進監及び調整監を置くことができる。</p> <p>3～7 略</p> <p>8 政策調整監は、上司の命を受けて、部の分掌事務に係る政策及び企画の調整に関する事務を掌理する。</p> <p>9～18 略</p> <p><b>第27条の3</b> 総務部に、<u>総務部長</u>及び政策調整監を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、部の分掌事務に係る政策及び企画の調整に関する事務の一部を処理する。</p>	<p><b>第23条 略</b></p> <p>2 部及び局に政策調整監を、政策部にさがデザイン推進監及び調整監を置くことができる。</p> <p>3～7 略</p> <p>8 政策調整監は、上司の命を受けて、部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の調整に関する事務を掌理する。</p> <p>9～18 略</p> <p><b>第27条の3</b> <u>前2条に規定するもののほか</u>、部又は局に、<u>部長又は局長</u>及び政策調整監を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の調整に関する事務の一部を処理する。</p>

### 附 則

この規則は、令和5年1月10日から施行する。